

議会第1号

塩尻市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩尻市議会委員会条例（昭和36年塩尻市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 総務産業常任委員会 9人
 - ア 総務部の所管に属する事項
 - イ 企画政策部の所管に属する事項
 - ウ 産業振興事業部の所管に属する事項
 - エ 建設事業部の所管に属する事項
 - オ 水道事業部の所管に属する事項
 - カ 会計課の所管に属する事項
 - キ 選挙管理委員会の所管に属する事項
 - ク 監査委員の所管に属する事項
 - ケ 農業委員会の所管に属する事項
 - コ 他の委員会の所管に属さない事項
- (2) 社会文教常任委員会 9人
 - ア 市民生活事業部の所管に属する事項
 - イ 健康福祉事業部の所管に属する事項
 - ウ 生涯学習部の所管に属する事項
 - エ こども教育部の所管に属する事項
 - オ 福祉事務所の所管に属する事項
 - カ 教育委員会の所管に属する事項
- (3) 予算決算常任委員会 18人
 - ア 予算に関する事項
 - イ 決算に関する事項

第2条第2項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 議員は、前項第1号及び第2号の常任委員会のうち、いずれかの常任委員会に所属し、全議員が、同項第3号の常任委員会に所属する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月12日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 横沢 英一